

松江市宿泊税レジシステム改修等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市宿泊税レジシステム改修等補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付の対象である事務又は事業の内容、補助対象経費、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市宿泊税レジシステム改修等補助金
補助金交付の目的	宿泊税導入に伴い必要となった既存のレジシステムの改修等に係る経費の一部を補助することにより、宿泊税の徴収に係る事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	市内に存する宿泊施設に係るものであって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において実施した宿泊税導入に伴い必要となった次に掲げる事務又は事業 (1) 既存のレジシステム及び自動精算機の改修 (2) 新たなレジシステムの構築 (3) ハードウェア及びソフトウェアの購入（メーカー直販又は家電量販店からの購入に限る。）
補助対象経費	補助事業等に要する経費（消費税地方消費税の額を除く。）であって、市長が適当と認めるものとする。ただし、他の補助金の補助対象経費として計上する場合は、その額を除く。

補助金の交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1の額（千円未満切捨て）。ただし、補助事業者が市内に有する宿泊施設（補助事業等に係るものに限る。）の数に50万円（ハードウェア及びソフトウェアの購入のみを実施する場合は25万円）を乗じて得た額を上限とする。
補助事業者の範囲	補助事業者は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 松江市宿泊税条例（令和7年松江市条例第30号）第11条第1項の規定の例又は同項の規定により特別徴収義務者としての登録を市長に申請していること。 (2) 市税に滞納がないこと。
終期	令和8年3月31日

（交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、松江市宿泊税レジシステム改修等補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書又は見積書及びその明細の写し
- (2) 市税に滞納がないことが分かる証明書

2 前項第1号の規定にかかわらず、ハードウェア及びソフトウェアの購入にあつては、製品カタログその他製品の価格が分かるものの提出に代えることができる。

3 第1項第2号に規定する市税に滞納がないことが分かる証明書の提出は、市長が補助金等の交付を申請しようとする者の同意に基づいて市税の納付状況を調査することによる確認に代えることができる。

4 第1項の規定による補助金の交付申請は、令和8年2月2日までに行わなければならない。

（実績報告）

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、領収書その他補助対象経費の支払が分かるものとする。

2 規則第12条第2項の規定により、同条第1項第1号及び第2号に掲げる添付書類の提出は、これを省略するものとする。

（着手届及び完了届の省略）

第6条 規則第11条ただし書の規定により、着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（財産処分の制限）

第7条 規則第18条第2号の規定により、市長が定めるものは、ハードウェアとする。

2 規則第18条第3号の規定により、市長が定めるものは、ソフトウェアとする。

3 規則第18条ただし書の規定により、前2項に定めるものの処分制限期間として市長が定める期間は、5年間とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月10日から施行する。